大槌町は、新婚生活にかかる【結婚新生活支援事業】

住居費・引っ越し費用を補助します！※1

令和８年１月１日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、次の条件をすべて満たしている世帯です。

補助対象

- 住宅の購入費
- 住宅のリフォーム費用
- 賃料、共益費
- 敷金、礼金
- 仲介手数料
- 転居費用

・その他必要経費(県及び町独自加算※４)

補助金額

１世帯あたり

上限 40 万円

（町独自加算 10 万円含む）

夫婦ともに２９歳以下の場合は、上限８０万円

(県・町独自加算 10 万円含む)

●補助の対象となる世帯（①～⑧の全ての要件を満たすこと）

① 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること

② 令和８年１月１日から令和年３月31日までに婚姻していること

③ 世帯所得が５００万円未満であること　※２

④ 住居が大槌町内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること

⑤ 他の公的制度による補助等を受けていないこと

⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと

⑦ 町税を滞納していないこと

⑧ 家事育児参画促進講座（ライフプランセミナー）を受講していること

※１　結婚を機に新たに大槌町内に住宅を取得（住宅売買契約）又は賃借（賃貸借契約）した世帯、引越をした世帯に限ります。

※２　世帯所得は、夫婦それぞれの所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額とします。

・婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、又は転職した場合であって、所得見込額(申請時に無職の方は、所得なし)を算出した夫婦の所得の合算した額とします。

・貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とします。

※３　交付申請が予算額に達した時点で受付を終了いたします。事前にご確認ください。

※４　県独自加算10万円は、夫婦ともに29歳以下の場合のみ対象となります。

問い合わせ先：大槌町健康福祉課　地域福祉係（Tel:0193-42-8715）

結婚新生活支援事業　申請手続きの流れ

①　必要書類を大槌町へ提出

次の書類を、大槌町健康福祉課へ御提出ください。

※対象となる要件や必要書類の確認のため、事前に健康福祉課までお問い合わせください。申請する際に、町が補助金申請の事務処理に必要な範囲で調査することに同意した場合は、書類の提出を省略できる場合があります。

	書　類　名　称	確認
①	結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）	
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	
③	住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）	
④	夫及び妻の課税（所得）証明書	
⑤	夫及び妻の納税証明書（完納証明書等）	
⑥	住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住宅購入の場合）	
⑦	住宅のリフォーム契約書又は売買契約書（住宅リフォームの場合）	
⑧	住宅のリフォーム内容及び金額がわかる書類の写し（住宅リフォームの場合）	
⑨	住宅の賃貸契約書の写し（住宅賃借の場合）	
⑩	賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借の場合）	
⑪	夫及び妻の住宅手当支給状況を証明できる書類（住宅賃借で、給与所得者の場合）	
⑫	貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）	
⑬	引越しに係る領収書の写し（引越し費用の場合）	
⑭	離職票又は雇用保険受給資格者証の写し（結婚を機に離職をした場合）	
⑮	「家事育児参画促進講座」受講証明書	

※上記以外にも書類の提出をお願いや、確認のための御連絡をさせていただく場合があります。

②　補助金交付決定通知兼確定通知の受け取り

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を申請者あてに送付致しますので、ご確認ください。

③　請求書を提出

通知書が届いたら「結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第６号）」に記入押印のうえ、大槌町健康福祉課へ提出してください。

④　補助金の振り込み